

【お知らせ】

「ストレスチェック制度」における労働基準監督署への 報告書の提出について

平成27年12月1日より施行された労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」において、提出が義務付けられている労働安全衛生規則、様式第6号の2「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」（以下、「報告書」という。）は、OCRで読み取り可能な様式を平成28年3月下旬に公表する予定ですので、事業者の皆様には、提出にあたりまして、以下の点にご留意していただきますよう、お願いいたします。

労働基準監督署への報告書の提出に関する留意点

- (1) 報告書は、平成28年4月1日以降に提出するようお願いいたします。
- (2) その際には、下記URLに掲載される平成28年3月下旬に公表予定の報告書の様式を用いて提出していただくよう、お願いいたします。
(厚生労働省ホームページから出力、印刷した様式を使用願います。)

「厚生労働省ホームページ」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html

「厚生労働省 安全衛生関係様式」で検索下さい。

平成27年12月3日

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室